

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 濃川 耕平
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所
【報告義務発生日】	該当事項ありません
【提出日】	令和元年5月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項ありません
【提出形態】	該当事項ありません
【変更報告書提出事由】	該当事項ありません

【発行者に関する事項】

発行者の名称	アルヒ株式会社
証券コード	7198
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	シージェイピー・シーエスエム・ホールディングス・エル・ピー (CJP CSM Holdings, L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9008、ジョージ・タウン、ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド (Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 江邊 義行
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.3
訂正される報告書の報告義務発生日	平成31年3月5日
訂正箇所	平成31年3月11日に提出した変更報告書No.3の記載事項の一部(下記参照)に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) ($0+P+Q-R-S$)	T		0
保有潜在株券等の数 ($A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N$)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成31年2月14日現在)	V	36,080,600
上記提出者の株券等保有割合(%) ($T/(U+V) \times 100$)		0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		34.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成31年 3月5日	普通株式	7,435,100	20.61	市場外	処分	野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、UBS証券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び東海東京証券株式会社から成る、株式の売出し(国内)に関する引受人	1,966.40
平成31年 3月5日	普通株式	5,030,800	13.94	市場外	処分	Nomura International plc、UBS AG, London Branch 及び Mizuho International plcから成る、株式の売出し(海外)に関する引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)	1,966.40

< 中略 >

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(注) 先に取得したのから順番に処分したと仮定して差し引く方法により記載しております。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,266,400		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 1,266,400	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,266,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成31年2月14日現在)	V	36,080,600
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		3.51
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		34.55

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
平成31年 3月5日	普通株式	6,168,700	17.10	市場外	処分	野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、UBS証券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び東海東京証券株式会社から成る、株式の売出し(国内)に関する引受人	1,966.40
平成31年 3月5日	普通株式	5,030,800	13.94	市場外	処分	Nomura International plc、UBS AG, London Branch 及び Mizuho International plcから成る、株式の売出し(海外)に関する引受人(以下「海外引受会社」と総称する。)	1,966.40

< 中略 >

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	平成29年10月13日、株式分割(分割比率1:100)により発行会社株式1,266,400株の割当を受けた。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	

(注) 先に取得したのから順番に処分したと仮定して差し引く方法により記載しております。